

診療報酬上の 臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、全ての患者さまの診療等について、特に手厚い感染症対策が必要なことから、感染症対策を講じた上で診療等を実施した場合、厚生労働省の定めにより下記の保険点数が算定されることになりました。

外来診療

医科外来等感染症対策実施加算

(診察1回につき保険点数5点)

入院診療

入院感染症対策実施加算

(入院1日につき保険点数10点)

算定期間 : 令和3年4月診療分から9月診療分まで

当院では、患者さまに安心して受診していただけるよう、以下の対策を実施しております。

●患者さま、職員の感染防止のために、個人防護具等を使用しています。

マスク、フェイスシールド、ガウン、手袋、帽子などの感染防護具を使用し、手指衛生を適切に実施しています。
患者さまにもマスクの着用をお願いしております。

●環境整備を行い、感染管理を行っています。

感染防止のため、頻回に消毒剤(アルコールや次亜塩素酸水)を用いて殺菌・除菌を行っています。
発熱患者さまへの対応として、診察導線を分けるなどの対策を講じています。

●定期的な換気を行っています。

院内には空気清浄機を設置(病棟は各病室毎)し、適時、換気を行っています。

●感染性廃棄物・寝具類の取扱いは、適切な方法を講じています。

ご来院の患者さまのご協力のもと、今後とも感染対策を講じた診療を行ってまいります。

ご理解の程よろしくお願いいたします。